

平成21年度

京都地方税機構

一般会計歳入歳出決算審査意見書

京都地方税機構監査委員

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	審査の概要	2
第6	実質収支に関する調書	5
第7	財産に関する調書	5
第8	意見	6

表記に関する注意事項

- 注1 文中に用いる金額は、原則として10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 千円単位で表示している表中に用いる金額は、特に記載がない限り、1,000円未満を四捨五入して表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、特に必要があるものを除き、小数点以下第2位で四捨五入した。そのため、構成比については、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

平成21年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

平成21年度 京都地方税機構一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成22年6月から平成22年7月まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、併せて関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、諸調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、いずれも決算計数に相違ないことを確認した。

予算執行及び財産管理については、適正に行われていると認められた。

なお、審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

第5 審査の概要

1 決算収支の状況

平成21年度の決算額は、予算現額6億9,541万円に対して歳入額3億7,798万円、歳出額3億4,708万円で、予算現額に対する割合は、歳入54.4%、歳出49.9%となっている。

決算収支についての状況は、第1表のとおりである。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区 分	年 度	21年度
予 算 現 額	A	695,416
歳 入 額	B	377,985
歳 出 額	C	347,082
形 式 収 支 (B-C)	D	30,903
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実 質 収 支 (D-E)	F	30,903
予 算 執 行 率	歳 入 (B/A)	54.4
	歳 出 (C/A)	49.9

平成21年度の決算収支は、形式収支において3,090万円の黒字になっており、翌年度に繰り越すべき財源はないので、実質収支は3,090万円の黒字となっている。

2 決算の状況

(1) 歳入

歳入予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 款別の収入状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額に 対する 収入率	収入済額の 構成比
負担金	348,797	335,276	335,276	0	0	96.1	88.7
府支出金	300,000	0	0	0	0	0.0	0.0
諸収入	46,619	42,709	42,709	0	0	91.6	11.3
計	695,416	377,985	377,985	0	0	54.4	100.0

歳入の決算状況は、予算現額6億9,541万円(当初予算額6億4,387万円、補正予算額5,154万円)に対し、調定額、収入済額はともに3億7,798万円で、収入率は54.4%である。

主な補正理由は、運営経費負担金の増額(5,755万円)、市町村振興協会助成金の減額(△600万円)である。

収入の内訳は、負担金3億3,527万円、諸収入4,270万円となっており、款別構成比率は、負担金88.7%、諸収入11.3%となっている。

府支出金は、法人税等システム開発費として計上されたが、年度内に支出を終えないため、全額(3億円)が未収入特定財源として明許繰越されている。

(2) 歳出

歳出予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 款別の歳出状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額に対する執行率	支出済額の構成比
議会費	1,319	781	0	538	59.2	0.2
総務費	693,430	346,300	300,000	47,130	49.9	99.8
予備費	667	0	0	667	0.0	0.0
計	695,416	347,082	300,000	48,334	49.9	100.0

歳出の決算状況は、予算現額6億9,541万円（当初予算額6億4,387万円、補正予算額5,154万円）に対し、支出済額は3億4,708万円で予算現額に対する割合（執行率）は49.9%、翌年度繰越額が3億円、不用額は4,833万円となっている。

主な補正理由は、各構成団体からの派遣職員の人件費等の増額（9,878万円）、共同徴収支援システム開発費等の減額（△4,778万円）である。

支出の主な内容は、議会費においては、機構議員の報酬、旅費、議事録作成費、会議室賃借料であり、総務費においては、派遣職員の人件費負担金、電算システムの構築業務に係る委託料、電算機器の借上げ料、事務所整備に関する経費であり、支出済額の大部分は、総務費（構成比99.8%）が占めている。

なお、議会費の執行率が59.2%にとどまったのは、機構議会開催において諸事情により欠席された議員の旅費について未執行になったこと、議事録の作成に関する委託事務の見直し等による経費削減によるものである。

総務費について、4,713万円の不用額が生じているが、これは、業務の本格稼働に向けた各地方事務所の事務用品や備品等の調達、電算システムの整備業務において、入札、競争見積りを行うことで、低廉な価格による調達及び委託をすることができ、結果として、支出が見込額を下回ったことによるものである。

以上のとおり、執行状況を見たところ、効率的に執行されている。

第6 実質収支に関する調書の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

財産の当該年度における異動及び当該年度末現在高の状況は、以下のとおりである。

なお、公有財産、債権及び基金はない。

(1) 物品

平成21年度中に取得した100万円以上の物品は、第4表のとおりである。

第4表 物品

(単位：点)

区 分	年度中増加高	年度末現在高
共同徴収支援システム機器	1	1
京都府・市町村共同利用型審査システム機器	1	1

第8 意見

以上が平成21年度の京都地方税機構一般会計の運用状況の審査概要である。

京都地方税機構は、平成21年8月5日に総務大臣の許可を受け、設立された特別地方公共団体であり、平成21年度一般会計の対象期間は、同日から3月末までの期間である。

平成21年度の主な業務は、機構議会の開催、例規整備、徴収事務に係る電算システムの構築、各構成団体とのネットワーク構築、各地方事務所の事務環境整備であり、平成22年度の本格稼働に向けた準備事務が主たる内容であった。

歳入について、本機構は、普通地方公共団体と異なり、税込や使用料、手数料による収入といった財源を有しないことから、その運営に要する経費については、機構を組織する府及び市町村の負担金並びに市町村振興協会の助成金によって賄われている。

このことから、機構の運営に要する経費について、府及び市町村に対して、継続的な負担補助を求めていくために、事務の効率化を一層進めるとともに、規律ある財政運営に努めることで、府及び市町村の理解を得る必要がある。

歳出について、多額の不用額を計上するとともに、明許繰越費を設定しているが、本機構が平成21年度設立の新規団体であり、参考とすべき実績がなく、多岐の諸準備、初期整備を行うという、歳出の見通しがたてにくい状況の下で、歳出削減の工夫や努力を行ったものであり、今後、過去の実績を踏まえ適切な予算立てを行い、予算執行の管理、効率化を徹底していくことが必要である。

本機構においては、厳しい財政状況の下、コスト、人員の削減が求められる中で、多様化する住民ニーズへ対応できる十分な税務執行体制を整備することが求められており、今後とも、納税者の利便性向上を図るとともに、公平・公正な税務行政の確立をめざして、効果的・効率的な税務執行体制を整備するため、より一層努力されるよう強く望むものである。